

諏訪市移住促進空き家バンク仲介手数料補助金 ご案内

諏訪市では、「諏訪市空き家バンク」に登録されている空き家（以下「登録空き家」という。）を購入または賃借して諏訪市に移住した方と空き家の所有者に、不動産業者に支払った仲介手数料の一部を補助することで、空き家の利活用と移住促進を支援します。

◎補助金の対象者・・・(全体の要件)

- ・ 「登録空き家」を購入又は賃借して諏訪市に①移住した方（移住者）
 - ・ 「登録空き家」を移住者に売却又は賃貸した②所有者（市税を滞納していない方）
- ※「諏訪市空き家バンク」に登録されていない物件は、対象外となります
 ※申請は上記の①移住した方（移住者）、②空き家の所有者の共同申請となります

【「移住者」の要件とは？】

1) 空き家を購入した方

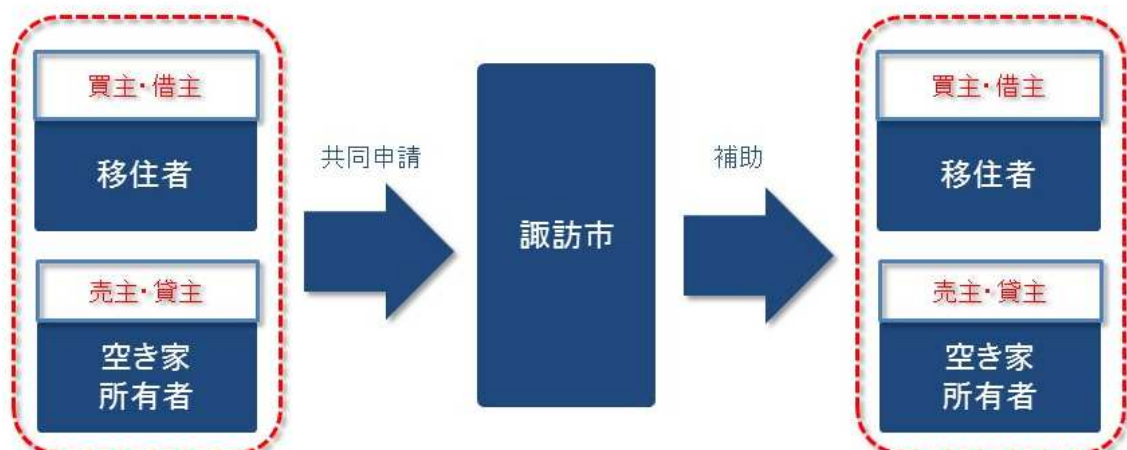
「登録空き家」を購入した方のうち、売買契約日の1年前の日までの期間は諏訪市に居住しておらず、売買契約日から三ヶ月以内に諏訪市に転入の手続きをされた移住者の方。

2) 空き家を賃借した方

「登録空き家」を賃借した方のうち、賃貸借契約日の1年前の日までの期間は諏訪市に居住しておらず、賃貸借契約日から一ヶ月以内に諏訪市に転入の手続きをされた移住者の方。

| 対象者 | 補助率、補助金額 |
|-------------|---------------------|
| ①移住した方（移住者） | 仲介手数料の1/2以内の額、上限5万円 |
| ②空き家所有者 | 仲介手数料の1/2以内の額、上限5万円 |

【イメージ図】



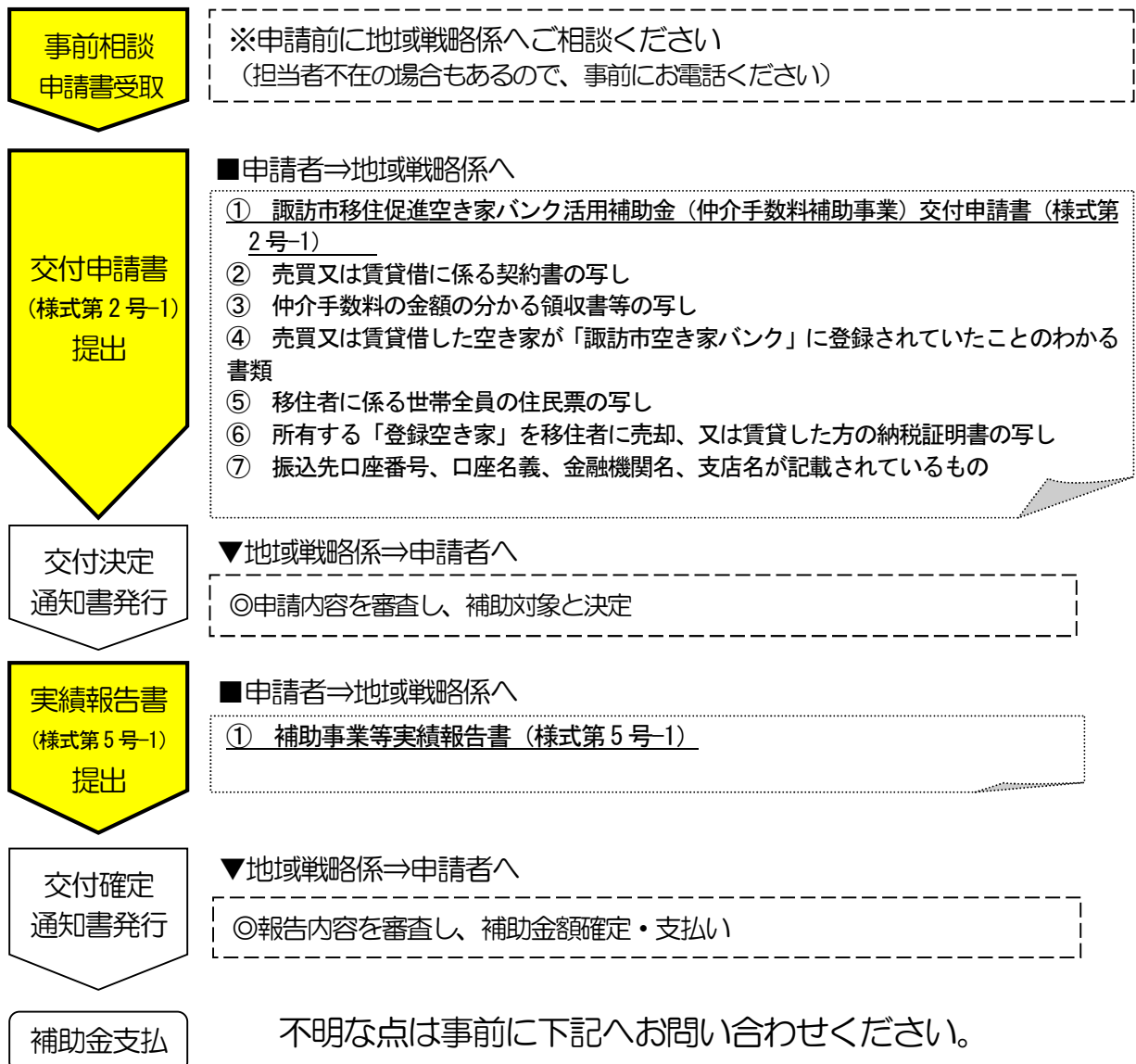
裏面に続きます

| | |
|-----------------------|---|
| 補助対象内容 補助率 補助金額 | (1) 不動産業者に支払った仲介手数料の1/2以内の額(上限5万円) (2) 「諏訪市空き家バンク」に登録されていない物件は <u>対象外</u> 。 (3) 詳細は、諏訪市移住促進空き家バンク活用補助金等取扱基準をご覧ください。 |
| 申請期限 | (1) 諏訪市に住所を有することになった日の属する年度の3月31日まで。 |

《ご注意ください》補助金の交付には要件があります。

空き家を購入または賃借する前に必ずご相談ください。

★申請の流れ★



◆お問い合わせ先

諏訪市企画部地域戦略・男女共同参画課地域戦略係 TEL 52-4141 (内線 283、285)